



平成27年度「学生納付特例制度」の申請受付がはじまります！

～4月から開始します。申請はお早めに！～

国民年金は20歳から60歳未満のすべての人が加入し、保険料の納付が義務付けられていますが、学生で、収入がない等の理由により保険料納付が困難な場合、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、社会人になってから保険料を納めることができるという「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生=大学(大学院)・短大・高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等

※夜間・定時制・通信課程の人も含む。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。

承認期間=4月～来年3月まで **申請は毎年必要です**

申請方法=年金事務所から学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください。(市役所での手続きは不要です)

※ハガキが送られてこなかった人は、市役所保険年金課 国民年金係窓口へ年金手帳・印鑑・学生証(写し可)を持参してください。(家族でも手続き可能)

※保険料が未納となっている場合、その間に事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合があります。

◆就職したら、追納しましょう…

納付猶予は、納付したときに比べ年金額が少なくなります。ただし、10年以内であれば後から納付(追納)することができますので、将来の年金額を増やすためにも必ず納めましょう。(保険料の追納には、申込書の提出が必要です)



※承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乘せされます。

問合せ=奈良年金事務所(☎0742-35-1370)・保険年金課 国民年金係(☎53-1647)

平成27年度 国民年金保険料の納付書を4月上旬に発送します

4月上旬に、日本年金機構から平成27年度国民年金保険料の納付書が送付されます。納期限等に注意して、金融機関かコンビニエンスストアで納付をお願いします。(市役所では納付できません)

平成27年度 国民年金保険料：15,590円(月額)

※前納する場合は納期限に注意してください。

※現在口座振替等を利用している人には別途通知が送付されますので、確認してください。

※免除等は下記で手続きをしてください。現在全額免除承認をされている人は、6月まで承認されているため4月に納付書送付はありません。一部免除を承認されている人は、一部免除の納付書が4～6月分が送付されます

問合せ＝

奈良年金事務所国民年金課(☎0742-35-1370)・保険年金課 国民年金係(☎53-1647)

年金後納制度のご案内

平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長されています。

この制度により、10年前からの期間で未納のある人(4月時点で平成17年4月以降が対象)は、申請により納付することができるようになります。

今年9月30日付けで終了しますので、現在納付している人や、後納制度の利用を考えている人は注意してください。今後希望する人は、奈良年金事務所へ手続きください。

問合せ=奈良年金事務所 国民年金課(☎0742-35-1370)

